

●香川県監査委員公表第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年12月16日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 政策部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 香川県美術展覧会出品料の現金領収書について、無効とした領収書の一部が保管されていなかった。(県立ミュージアム)</p> <p>(イ) 行政財産使用許可に係る使用料の納入通知について、納期限の10日前までに納入者に到着していないものがあつた。(男女参画・県民活動課)</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 自家用車を利用した県内出張について、旅費が支給されていないものがあつた。(情報政策課)</p> <p>(イ) 資金前渡により支出した送料について、前渡金精算書が作成されていなかった。(地域活力推進課)</p> <p>(ウ) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力を誤ったため、過</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 今後は、規格外作品のため出品料を返却する場合、出品者本人から現金領収書を回収し、現金領収書(控)とともに無効印を押印して現金領収書(控)つづりに保管する。</p> <p>(イ) 今後は、調定に遅れがないか、主担当以外に庶務担当者が確認するよう徹底する。</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 直ちに未支給分の旅費を支給した。今後は、自家用車使用申請のあつたものについて、旅費の支給漏れがないよう庶務担当者による確認を徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに前渡金精算書を作成した。今後は、資金前渡で支払った案件について、会計伝票を専用のファイルに保管し、支払終了後、前渡金精算書が作成され、精算行為が完了していることを主担当と庶務担当者が確認した上で、通常ファイルに保管する。</p> <p>(ウ) 超過勤務等実績簿等を訂正し、当該過大支給分の返納処理を行っ</p>

<p>検討指示事項</p>	<p>大に支給しているものがあった。 (予算課)</p> <p>ウ 物品について</p> <p>(ア) 貸し付けた備品の管理状況を貸付先に報告させておらず、実地調査もしていなかった。また、不用品決定伺兼廃棄処分書について、払出納通知済の確認をした旨の押印がなされていないかった。備品の管理は適切に行う必要がある。(東京事務所)</p> <p>(イ) 選挙管理委員会で使用する公印について、現物の数量と備品台帳に登録されている数量が異なっていた。また、鍵のかかる公印箱等に保管されていないかった。(自治振興課)</p> <p>ア 物品について</p> <p>価格等が不明な収蔵品について、必要に応じて評価を行い、備品として管理するなど、その管理方法を検討する必要がある。(漆芸研究所)</p>	<p>た。今後は、超過勤務時間の正確な入力及び庶務担当者による確認を徹底する。</p> <p>ウ 物品について</p> <p>(ア) 貸付先から、平成28年7月15日付けで備品の管理状況を報告させるとともに、実地調査を実施した。また、不用品決定伺兼廃棄処分書については、直ちに払出納通知済確認印を押印した。今後は、備品の適正な管理を徹底する。</p> <p>(イ) 備品台帳に登録されていないかった選挙長印について登録を行ったほか、選挙管理委員会で使用する公印について、印鑑に番号等の表示を行うとともに、鍵のかかる公印箱で保管することにより、管理の徹底を図った。</p> <p>ア 物品について</p> <p>全収蔵品の現物確認による実態把握を行っているところであり、今後、工芸指導員等で構成する漆芸研究所運営検討会の意見も聞きながら、管理方法を検討する。</p>